

一定の病気等にかかっている方
及びそのご家族の方等へのお願い

※一定の病気：認知症、統合失調症、てんかん、再発性の失神、そううつ病、
無自覚性の低血糖症、睡眠障害、その他運転に支障のあるもの

○運転免許取得・更新時に記載する質問票では、
ご自身の症状について正確に申告してください。

・虚偽の申告があった場合、罰則が適用されることがあります。

○体調不良などの理由により、運転に支障があると
感じたときは、運転を控えてください。

・処方されている薬を飲み忘れたときや、睡眠不足で体調が悪いときなど

○運転に支障のある状況が長期間続く場合や頻繁に
ある場合は、警察に相談してください。

○運転免許の取得前に、必要に応じて警察に相談
してください。

※運転適性相談窓口では、一定の病気等にかかっている方などの運転免許に
関する相談を受け付けています。

三重県警察 運転適性相談窓口

運転免許センター内 適性相談係

☎059-229-1212

安全運転相談ダイヤル #8080

